

新旧対照表

項目	旧	新
<p>5-2 工事施工計画及び下請負人等（変更）通知書【契約書10条】</p>	<p>5-2 工事施工計画及び下請人等（変更）通知書【契約書第10条】↵ 受注者は、当該工事における自社施工及び下請け施工の範囲、現場代理人等の配置技術者について、契約締結時（または下請け契約に変更が生じた時）に、契約担当者に通知する。↵ Point↵ ・下請け契約の合計が4,000万円（建築一式工事は、6,000万円）以上の場合は 特定建設業許可が必要であり、監理技術者の配置が必要（建設業法第26条、27条）↵</p>	<p>5-2 工事施工計画及び下請人等（変更）通知書【契約書第10条】↵ 受注者は、当該工事における自社施工及び下請け施工の範囲、現場代理人等の配置技術者について、契約締結時（または下請け契約に変更が生じた時）に、契約担当者に通知する。↵ Point↵ ・下請け契約の合計が4,500万円（建築一式工事は、7,000万円）以上の場合は 特定建設業許可が必要であり、監理技術者の配置が必要（建設業法第26条、27条）↵</p>